

伊勢原市蘇生訓練用人形等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民、市内事業所が参加する普通救命講習会又は応急救護訓練会等（以下「講習会等」という。）において、市民等が迅速な救命処置を実施することができるようするため、講習会等の主催者に対し、蘇生訓練用人形、訓練用AED等（以下「蘇生訓練用人形等」という。）を貸し出すことに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出条件)

第2条 蘇生訓練用人形等は、次の各号に該当する場合に貸し出すものとする。

- (1) 市民等を主な対象とする講習会等であること。
- (2) 市内事業所等が行う講習会等であること。
- (3) 講習会等の参加者がおおむね10名以上であること。
- (4) 消防長が必要と認めた者であること。
- (5) 普通救命講習又は、AED等使用に必要な講習を修了した者がいること。
- (6) 貸出期間は、講習会等の開催期間及びその前後2日とする。
- (7) 営利を目的とした講習会等で蘇生訓練用人形等を使用しないこと。
- (8) 蘇生訓練用人形等を転貸し、又は譲渡しないこと。

(申請手続)

第3条 蘇生訓練用人形等の貸出しを受けようとする者は、原則として貸出しを受けようとする日の6箇月前から7日前までに伊勢原市救命講習用備品等借用申込書（第1号様式）により消防長に申請しなければならない。

(費用負担)

第4条 蘇生訓練用人形等の貸出しは、無償とする。ただし、貸出期間中における蘇生訓練用人形等の運搬等に要する費用は、借受人の負担とする。

(損傷・亡失等の報告)

第5条 借受人は、貸出期間中に蘇生訓練用人形等を損傷させ、又は亡失したときは、伊勢原市救命講習用備品等損傷・亡失報告書（第2号様式）を速やかに消防長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第6条 借受人は、蘇生訓練用人形等を故意又は重大な過失により破損し、又は亡失したときは、消防長の指示に従い、自己の負担においてこれを補償しなければならない。

(返還)

第7条 消防長は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても蘇生訓練用人形等の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。